

このコラムは、日本語の仕組みや使い方などを考えるコーナーです。
どうぞ、コーヒータイムのときにも、お読み下さい。

ことばのコラム ひとくちメモ (273)

人名用漢字

二人きりの夕食のあと、タモツ君のおばあさんがおじいさんと話しています。

「昔のお友だちから電話があって、『小説神髓』や『当世書生^{かたぎ}気質』の坪内逍遙のヨウの字は、どちらが正しいのかって訊^きかれたのですけれど……。」

「常用漢字表にない字だから、遙でいいのではないの。」

「私もそう思ったのですけれど、新聞などでは、遥の字になっているって言うの。」

「人名用漢字に入っているから、略字体を使っているのではないかな。」

「人名用漢字って、戸籍法で決められているというのですか。」

「そう。戸籍法の第五十条に「①子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。②常用平易な漢字の範囲は、法務省令でこれを定める。」とあって、漢字については、戸籍法施行規則の第六十条に常用漢字表に掲げる漢字と別表二に掲げる漢字が示されている。」

常用漢字	人名用漢字
平成 22 年 11 月 30 日 内閣告示 第二号	平成 27 年 1 月 7 日改正 戸籍法 施行規則第六十条別表二
一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの	日本における戸籍に子の名として記載できる漢字のうち、常用漢字に含まれないもの
2136 字	862 字



子の名前に使用できる漢字は、
常用漢字表と**人名用漢字別表**（「別表第二」）に記載されている漢字だけなんです。